

# 堺市保育教諭等人材確保事業の概要（令和6年版）

## 1 事業の概要

当事業は、職員の資格取得を支援する施設を支援する事業であり、次の3つの区分があります。

### (1) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

幼稚園免許を持つ職員に特例制度を利用して保育士資格を取得してもらい、保育教諭の増加を図る事業

### (2) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

保育士資格を持つ職員に特例制度を利用して幼稚園教諭免許を取得してもらい、保育教諭の増加を図る事業

### (3) 保育所等保育士資格取得支援事業

職員に**保育士資格を取得してもらい、保育士不足の解消を図る事業**

※ この事業は、次の3つの区分に分かれます。

**ア 指定保育士養成施設の卒業により保育士資格を取得する場合**

→ **無資格**の職員が保育士資格を取得

**イ 特例制度により保育士資格を取得する場合**

→ 幼稚園免許を持つ保育所の職員が特例制度を利用して保育士資格を取得

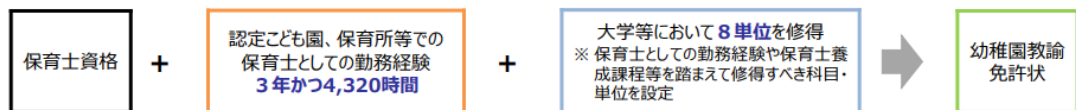
**ウ 実務経験のない幼稚園教諭免許を有する者が保育士資格を取得する場合**

→ 幼稚園免許を持つ職員（実務経験のない方・少ない方）が保育士資格を取得（実務経験がなく、特例制度を利用できない場合）

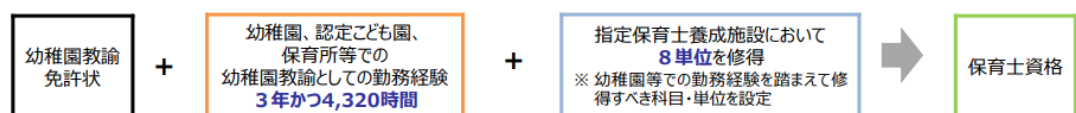
【特例制度とは】

免許・資格の併有を促進するため、令和6年度末までの経過措置として、保育所、幼稚園、認定こども園等における勤務経験を評価することにより、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数等を軽減する制度です。

【幼稚園教諭免許状】 保育士としての勤務経験を評価し、幼稚園教諭免許状の取得に必要な単位数を軽減



【保育士資格】 幼稚園教諭としての勤務経験を評価し、保育士資格の取得に必要な単位数を軽減



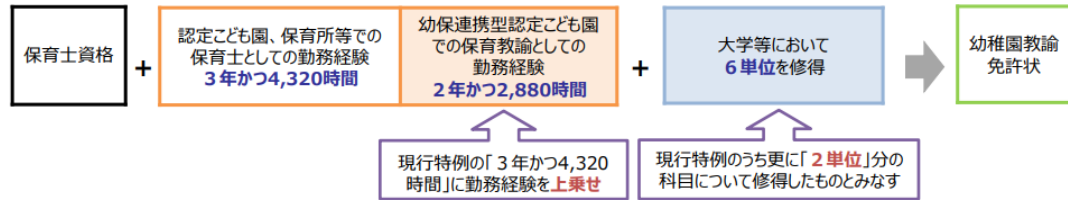
（実務経験に算入できる施設）

- ・ 認定こども園 ・ 幼稚園 ・ 保育所 ・ 幼稚園併設型認可外保育施設
- ・ 認可外保育施設（指導監督基準を満たす施設、かつ、児童の半数以上が一時預かり利用又は夜間(22時から翌7時まで)利用の施設以外の施設）

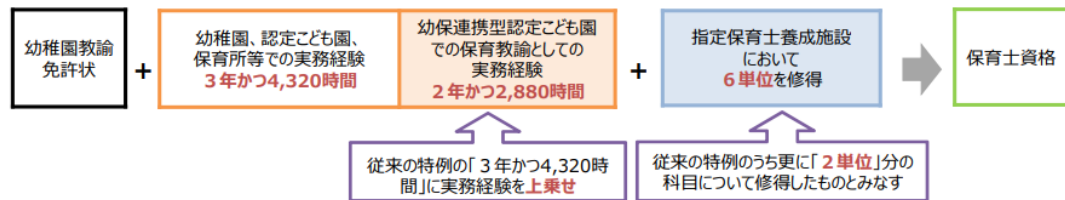
【特例制度：令和5年4月1日からの改正点】

免許・資格の併有の更なる促進のため、令和5年4月1日から幼保連携型認定こども園での実務経験がある場合は、現行特例に加え、2単位分の科目について習得したものとみなされます。

【幼稚園教諭免許状授与の所要資格の更なる特例】



【保育士資格の所要資格の更なる特例】



## 2 対象施設

(1) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業、保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

- ア 認定こども園
- イ 認定こども園に翌年度若しくは翌々年度に移行する予定の保育所又は幼稚園（特定教育・保育施設に限る。）

(2) 保育所等保育士資格取得支援事業

- ア 保育所
- イ 認定こども園
- ウ 認定こども園に翌年度若しくは翌々年度に移行する予定の幼稚園（特定教育・保育施設に限る。）

## 3 対象職員

(1) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

次のアからカ全てに該当する職員

- ア 幼稚園教諭免許状を有する者
- イ 特例制度により保育士資格を取得する者
- ウ **常勤職員**（※1）
- エ 申請年度の4月1日から3月31日までの間に、指定保育士養成施設において、保育士資格に必要な科目の**修得**する者（※2）
- オ 保育士就学資金貸付事業、養成施設受講料等補助事業その他同趣旨の事業による貸付、助成等を受けていない者

カ 保育士証の交付後、1年以上対象施設に勤務する者

**(2) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業**

次のアからカ全てに該当する職員

ア 保育士資格を有する者

イ 特例制度により幼稚園教諭免許状の授与を受ける者

ウ 保育教諭、保育士として、勤務する**常勤職員**（※1）

エ 申請年度の4月1日から3月31日までの間に、大学等において、幼稚園教諭免許状の取得に必要な科目を全て修得する者（※2）

オ 雇用保険制度の教育訓練給付、養成施設受講料等補助事業その他同趣旨の事業による貸付、助成等を受けていない者

カ 幼稚園教諭免許状の授与後、1年以上対象施設に勤務する者

**(3) 保育所等保育士資格取得支援事業**

ア 指定保育士養成施設の卒業により保育士資格を取得する場合

次の(ア)から(エ)全てに該当する職員

(ア) **常勤職員**（※1）

(イ) 申請年度の4月1日から3月31日までの間に、指定保育士養成施設において、保育士資格の取得に必要な科目を修得する者（※2）

(ウ) 保育士就学資金貸付事業、養成施設受講料等補助事業その他同趣旨の事業による貸付、助成等を受けていない者

(エ) 保育士証の交付後、1年以上対象施設に勤務する者

イ 特例制度により保育士資格を取得する場合

3(1)の要件と同じ。

ウ 実務経験のない幼稚園教諭免許を有する者が保育士資格を取得する場合

次の(ア)から(オ)全てに該当する職員

(ア) 幼稚園教諭免許状を有する者

(イ) **常勤職員**（※1）

(ウ) 申請年度の4月1日から3月31日までの間に、指定保育士養成施設において、保育士資格の取得に必要な科目を修得する者（※2）

(エ) 保育士就学資金貸付事業、養成施設受講料等補助事業その他同趣旨の事業による貸付、助成等を受けていない者

(オ) 保育士証の交付後、1年以上対象施設に勤務する者

※1 常勤職員には、正規職員と同じ勤務条件（1日の勤務時間数、1か月の勤務日数等）で継続的雇用が見込まれる非常勤職員（派遣職員を除く。）を含みます。

※2 翌年度以降に受講を終了する職員は**終了日の属する年度の補助金の対象**となります。（補助対象となる年度に関わらず令和5年度に受講を開始する場合は事業計画書の届出が必要です。）

#### 4 補助金額

補助対象となる者1人につき、受講に要した経費の1/2の金額を補助します。  
ただし、事業の区分により以下のとおり、上限額があります。

**(1) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業**

上限 100,000円

**(2) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業**

上限 100,000円

**(3) 保育所等保育士資格取得支援事業**

**ア 指定保育士養成施設の卒業により保育士資格を取得する場合**

上限 300,000円

**イ 特例制度により保育士資格を取得する場合**

上限 100,000円

**ウ 実務経験のない幼稚園教諭免許を有する者が保育士資格を取得する場合**

上限 200,000円

※ 受講料等の対象経費の補助金相当額以外の部分は、原則として施設負担となります（職員との協議の上で、一部職員が負担することを妨げるものではありません。）。

#### 5 事業実施期限

当事業は、特例制度の期限に揃え、令和6年度までの継続を見込んでいますが、国補助事業の継続状況によって、翌年度に廃止となる可能性があります。複数年度にわたる受講となる場合は、補助事業の廃止に伴い、翌年度の交付申請ができなくなる場合があります。

#### 6 留意事項

**【事業計画書について】**

- (1) 1人につき1回のみ、受講開始年度にご提出頂きます。
- (2) 事業計画書の「受講に要する費用」には、資格取得に係る全受講料を計上してください。複数年度にわたる受講となる場合についても、今年度の受講料だけではなく、資格取得までに要する全受講料を計上してください。

**【対象職員について】**

正規の常勤職員と同じ勤務条件（1日の勤務時間数、1か月の勤務日数等）で勤務している非正規職員で、継続的な雇用関係が見込める（実績のある）方も対象となります。

**【受講について】**

- (1) 指定保育士養成施設は、指定保育士養成施設一覧（令和5年4月1日時点）に

記載のとおりとなります。なお、受講方法は、通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制等を問いません。

- (2) 過去に保育士・幼稚園教諭養成課程の一部を修めなくて卒業した者、保育士試験の一部合格となっている者等が特例制度により不足の科目を受講し、資格・免許状を取得する場合も対象となります。
- (3) 受講開始とは、養成施設等に入学した日又は養成施設等から受講許可を得た日のいずれか早い日となります。

#### 【事業の対象経費について】

- (1) 対象経費は、養成施設・大学の長が証明する入学料（入学金・併願登録料）、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。））及びその消費税となります。

ただし、以下のものを除きます。

- ア 検定試験の受講料
- イ 受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材費
- ウ 補講費
- エ 修業年限を超えて修学した場合の費用
- オ 各種行事参加に係る費用
- カ 現金還付が予定されている費用
- キ 交通費
- ク パソコン、タブレット等の器材に係る費用
- ケ クレジットカード等の分割払いの場合の金利手数料

- (2) 対象経費(補助金相当額以外の部分)については、本市が施設に対し補助金を交付する事業（本市が直接各施設の職員に対し補助金を交付する事業ではない）のため、原則、対象施設の負担となります。ただし、当該職員と施設との協議のもと、一部職員に負担をさせることも可能です。

- (3) 対象経費の施設負担分については、当該職員と施設との協議のもと、一度職員に負担をさせ、資格取得後の1年間の勤務を経て、施設から支払うという取扱いにさせていただいても構いません。ただし、資格取得後、施設から交付した金額を資格取得後1年以内に退職することとなったことをもって、返還を求めることは、労働基準法上、違法となるためできません。

#### 7 実績報告書の提出の際に必要な書類等

実績報告書提出時、次の書類をご提出いただくこととなりますので、あらかじめ、対象職員への依頼等をお願いします。

- (1) 受講に要した費用に係る領収書等の写し

- ※ 領収書には、次の事項が記載されている必要があります。
  - ・ 大学・指定保育士養成施設の名称

- 支払者の名前
- 領収額（又はクレジット契約額）
- 領収額の内訳（例：「入学料」・「受講料」それぞれの額）
- 領収日（又はクレジット契約日）
- 領収印

**※ 職員名で支払いを行っている場合で、その後、施設から職員へ受講料等相当額について、支払いを行っている場合は、その領収書等の写しをご提出ください。**

(2) この事業により取得した保育士証又は幼稚園教諭免許状の写し

※ 3月末日に養成施設等を卒業する場合で、4月末日までに資格証の交付を受けることが難しいと予想されるときは、次の書類を代替書類としてご提出していただきます。

ア 幼稚園資格を取得した場合

免許取得のために必要な科目を全て修得したことを証明する大学の長による証明書

イ 保育士資格を取得した場合

次の(ア)及び(イ)のいずれかの書類

(ア) 保育士登録済通知書の写し

(イ) ・ 指定保育士養成施設卒業証明書、保育士養成課程修了証明書、保育士試験合格通知書その他保育士となる資格を有する証明書

・ 都道府県知事（登録事務処理センター）への保育士登録の申請書類の送付に係る書留・特定記録郵便物等受領証の写し

(3) 対象職員との雇用契約書の写し(資格取得後)

※ 資格取得後、取得した資格に応じた職務で、1年以上、在職することが予定されていることが確認できる雇用契約書のご準備をお願いいたします。

※ 資格取得後の勤務条件を確認することができる雇用契約書の写しをご提出ください。

対象職員が正規職員で、通例的に雇用契約書を交わさない場合等は、勤務条件の記載のある辞令書等でも構いません。

これらの書類のご準備が難しい場合は、ファイルに保存されている「誓約書（参考）」シートを参考に、適宜修正のうえ、写しをご提出ください。